

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 9 月 1 1 日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部長寿社会課長 山 口 義 徳

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 令和 7 年度有料老人ホームの施設長及び職員に対する研修業務
委託契約
- (2) 契約の仕様等 別添「令和 7 年度有料老人ホームの施設長及び職員に対する研修業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 4 日まで
- (4) 履行場所 佐賀市内 1 会場及びその他の市町で 1 会場以上

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業による条件付一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、次のアからキに掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

オ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を

受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

カ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

キ 過去10年の間に2件以上、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と同種業務を行った実績があること。

(3) 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を再発注することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合、受託者は機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、佐賀県に報告し及び承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県健康福祉部長寿社会課 検査指導担当（新館 3 階）

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7054

電子メールアドレス tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和 7 年 9 月 11 日（木）から 9 月 29 日（月）午後 5 時まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書により行うこと。

ア 質問提出期間 令和 7 年 9 月 11 日（木）から 9 月 24 日（水）正午 12 時までとする。

イ 質問提出方法 原則として電子メールによる。（電話にて到着の確認を行うこと。）

ウ 回答日時 令和 7 年 9 月 26 日（金）までに回答する。

エ 回答方法 競争入札参加確認申請者及び質問書提出者すべてに電子メールにより回答を送付する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書及び必要書類を添付した上で、(1)まで郵送し又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和7年9月29日（月）午後5時（郵送の場合には、同日の午後5時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年10月2日（木）までに電子メールにて通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)の力のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)の力の(イ)から(キ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本委託契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出期限及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限

令和7年10月6日（月）正午12時（郵送の場合には、同日の正午1

2時までに必着のこと。)

なお、変更の場合は、競争入札参加資格者に対し別途連絡する。

イ 開札日時

令和7年10月6日(月)午後1時15分

なお、変更の場合は、競争入札参加資格者に対し別途連絡する。

ウ 開札場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新館 3階 長寿社会課

なお、変更の場合は、競争入札参加資格者に対し別途連絡する。

(7) 開札に関する事項

開札は、開札場所にて、佐賀県職員が開札し、入札結果については入札者に通知する。

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除する。なお、(イ)による免除を希望する場合は、過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を履行した実績を証する契約書の写し及び業務を適正に履行完了したことが確認できる書類の写しを提出すること。

(ア) 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の
(ア)から(キ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は
登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）
の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした
小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のもの
に限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏
書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から
1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日ま
での期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によ
って割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証
書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保
（以下「入札保証金等」という）には利息を付けない。

エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付する。

(ア) 落札者以外の者 落札者決定後

(イ) 落札者 契約締結後

(9) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(10) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人が行うものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭書に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭書に「¥」の記号を、末尾に「－」の記号を付記すること。

(11) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない佐賀県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、入札参加者に改めて入札を通知する。

エ 入札は原則 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載において(10)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札価格を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のないもの

コ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(13) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

(14) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(15) 入札の辞退

競争入札参加資格者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届（様式第7）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として2週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(ア) 佐賀県を被保険者とする契約保証保険契約（契約に係る金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(8)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(7) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治

法施行令及び規則の定めるところによる。

- (8) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (9) 委託業務に従事する者又は従事していた者が、当該委託に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、法の罰則規定により処罰されることがある。
- (10) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載及び本入札以外の目的での使用を禁止する。